

子ども・若者の居場所づくりガイド

introduction

導入編

contents

- 02 子ども・青少年の居場所づくり推進事業
神奈川県県民局次世代育成部青少年課
- 04 データでみる子ども・若者
子ども・若者の今、そして未来を考えよう！
- 08 子ども・若者の居場所づくりと現代
沖縄大学 名誉教授 加藤 彰彦さん
- 10 **活動紹介** 不登校の子ども、ひきこもりの若者の居場所づくりや学習、就労支援
認定特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか
- 12 **活動紹介** 地域の中のもう一つの家族
認定NPO法人 ぐるーぶ藤
- 15 子ども・若者の居場所づくりフォーラム
- 16 現代社会における、子ども・若者にとっての居場所の価値
特定非営利活動法人 さいたまユースサポートネット 代表理事 青砥 恭さん
- 21 ワールドカフェで出会おう！語り合おう！
- 24 参加者の声
- 26 知りたい・聞きたい・見つけたい
活動をつくる・進める・広げるための情報ナビ
- 28 発刊に寄せて

誰に



ずいぶん前になるが、
いじめ被害にあっていた
中学三年生の少年と関わる事になった。

イラスト・文：団 士郎さん SHIRO Dan

公立児童相談機関、障害者相談機関の心理職25年を経て、98年に独立。「仕事場D・A・N」主宰。
現在、立命館大学大学院教授を務めるほか、全国で家族療法のワークショップや講演会を実施。

出典：木陰の物語「誰に」

子ども・若者のために、 あなたのチカラが必要です。

子ども・若者の「生きるチカラ」
が大切であると言われています。

果たして、

「**生きるチカラ**」とは
どんなチカラでしょう。

あなたの身近にいる子ども・若者たちの

「生きるチカラ」は育っていますか？

あなたは、子ども・若者の

「生きるチカラ」を育てていますか？

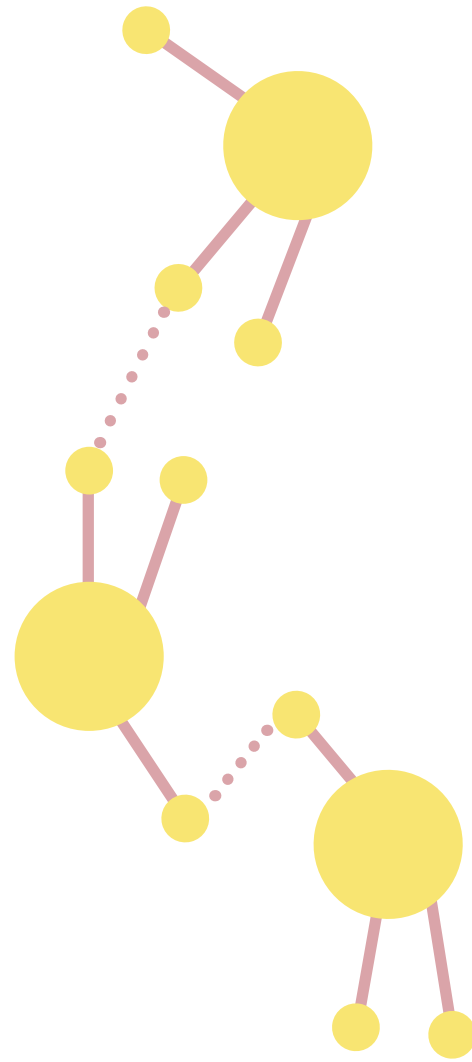
神奈川県は、平成 28 年度から
子ども・若者の居場所づくりを
推進するための取組みを始めています。

子ども・若者に今、何が起きているのかを捉え
子ども・若者の「生きるチカラ」を育む、
様々な居場所づくりを考えます。

次世代を担う、全ての子どもたちが、
その育ちの過程で、
愛情を持って生まれ、
学びや経験の中で能力を伸ばし、
地域社会で豊かな人間関係を築けたなら、
子ども・若者は、夢をもって、
社会に羽ばたいていけるでしょう。

どうか、一緒に一人でも多くの大人に考えて頂きたい
子どもや若者のことを。

彼らの育ちや自立に導くことを。



ひどい目にあっていたのだから、
険しいくらいに
学校に対する拒否だった。



子ども・青少年の居場所づくり推進事業

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

未来を担う青少年が、自らたくましく生きる力
と思いやりの心を持った人間として成長すること
は、すべての県民の願いです。

しかしながら、平成 27 年 2 月に、神奈川県で
青少年をめぐる大変痛ましい事件が発生しまし
た。川崎市の河川敷で中学 1 年生が殺害された
事件です。家庭や学校に行き場を失くした子ども
たちが、深夜の街をさまよう中で事件・事故に巻き
込まれるといった、青少年をめぐる新たな問題が
この事件をきっかけにクローズアップされること
となりました。

こうした中、県では、青少年の育成と自立への
支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進め
ていくための共通の道しるべとして、また、総合
的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成
28 年 3 月に「かながわ青少年育成・支援指針」
を改定しました。

この指針は「青少年の健やかな成長を支え、自
立・参加・共生をはぐくむ社会」の実現をめざし、
平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で展
望した、3 つの基本目標と 13 の施策の方向、さ
らに、それに対応する具体的な施策の展開をお示
ししています。(右図参照)

県では、この指針に基づき、創造的な未来を切
り拓く青少年の応援に取り組むとともに、子ども
の貧困問題への対応、地域の見守りと子ども・青
少年の居場所づくりなどを進めています。

この一環として、平成 28 年度から関係機関と
の連携により、ひとり親家庭等の小・中学生等
が、夜間に安心して安全に過ごすことができ、食
事の提供や生活習慣の習得等の支援も可能な地域
の居場所づくりのモデル的な取組みを進めると
ともに、その成果を広く普及し、市町村や民間等
による新たな取組みを促進するための事業を実施し
ています。

こうした、子ども・青少年が安心して安全に過
ごすことができる地域の居場所づくりを推進する
ためには、行政の取組みだけではなく、地域の住
民や、青少年支援・指導者、居場所づくりに関
する団体、様々な相談関係機関、NPO や企業等、
地域に関わるすべての皆様のご理解とご協力が必
要不可欠です。

この「子ども・若者の居場所づくりガイド」は、
地域に関わる皆様に、今の子ども・若者たちが置
かれた状況をご理解いただくとともに、地域の力
を結集したネットワークづくりにご活用いただく
ことを目的として作成しました。皆さまの活動の
一助となれば幸いです。

県・藤沢市によるモデル的な取組み 藤沢市子どもの生活支援事業

ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭
のうち、夜、保護者と一緒で過ごす時間が限られて
いる、また十分な食事をとることができないなどの
状況にある小・中学生等を対象として、基本的な生
活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支
援を行い、安心して夜を過ごすことができる場を提
供する事業を、NPO に委託して市内 2 カ所で開設
しています。

- **こども戸まるだい**
運営：認定 NPO 法人 ぐる一ぶ藤
- **キッズ☆こもてい**
運営：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ



それは
両親がカウンセラーと
相談することの拒否にまで及んだ。

かながわ青少年育成・支援指針 ～青少年を支援する13の施策の方向～

I

すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

1

健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援

- (1) 基本的な生活習慣と規範意識の形成
- (2) 基礎学力の確実な習得と体力の向上
- (3) 創造的な未来を切り拓く青少年の応援
- (4) 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実
- (5) 心と体の健康に関する教育の充実
- (6) 子どもの未病対策の推進

2

豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

- (1) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びの機会の提供
- (2) 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進
- (3) 体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援
- (4) 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

3

社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

- (1) 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底
- (2) 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底
- (3) 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成
- (4) その他被害防止に関する教育の推進

4

社会的・経済的な自立の促進

- (1) 社会参画、シチズンシップ教育の推進
- (2) ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成
- (3) キャリア教育の推進と職業能力開発
- (4) 若者の就労支援の強化

II

困難を有する青少年の社会的自立の支援

5

多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実

- (1) かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援
- (2) 少年相談活動の充実
- (3) 医療、福祉、教育等の専門職による適切な相談・支援体制の充実
- (4) 各相談機関・民間団体間の連携促進

6

ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援

- (1) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族への支援
- (2) 発達障害等のある青少年とその家族への支援
- (3) ひきこもり・ニート等困難を有する青少年とその家族に対応するNPO等民間団体への支援
- (4) NPO等民間団体との協働による自立支援

7

非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

- (1) 非行防止教室等による少年の規範意識の醸成
- (2) 地域連携による非行防止対策の充実
- (3) 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止
- (4) 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

8

不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

- (1) 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援
- (2) 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

9

子どもの貧困問題への対応

- (1) 就学や学資の援助等の教育支援
- (2) 相談や交流会の提供等の生活支援
- (3) 職業訓練等の保護者に対する就労支援
- (4) 各種手当の支給等の経済的支援

10

被害防止・保護活動の推進

- (1) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実
- (2) 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進
- (3) 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進
- (4) 自殺対策の取組み
- (5) 犯罪被害者等への支援

III

社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

11

社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

- (1) 青少年保護育成条例の取組みの推進
- (2) 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進
- (3) 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進
- (4) 業界による自主規制の徹底
- (5) 新た出現する多様な業態への対応

12

急激に進展する情報化社会への対応

- (1) スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み
- (2) 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり
- (3) ネットいじめへの対応
- (4) 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進
- (5) インターネット上の有害情報対策の推進

13

青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり

- (1) 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進
- (2) 家庭・地域の教育力の向上
- (3) 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進
- (4) 地域の見守りと子ども・青少年の居場所づくり
- (5) 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり
- (6) 青少年育成団体、青少年指導員等の活動の支援

学校が一年以上も
気づかなかつたのは
落ち度だった。



データでみる 子ども・若者

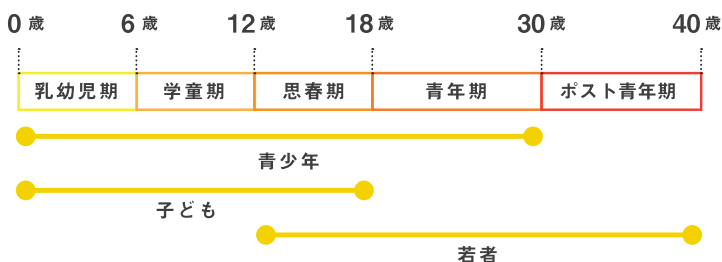
子ども・若者の今、そして未来を考えよう！

子どもたちが、自らの持つ力を発揮し、たくましく生きる力と思いやりの心を持った大人へと成長することは社会全体の願いです。

しかし、子どもや若者を取り巻く社会は変化し続け、子どもや若者たちが、豊かな人のつながりの中で、様々な経験を通じて成長し、社会の中で、自立・参加・共生していくチカラを育みにくなっていることが懸念されています。

子ども・青少年・若者って

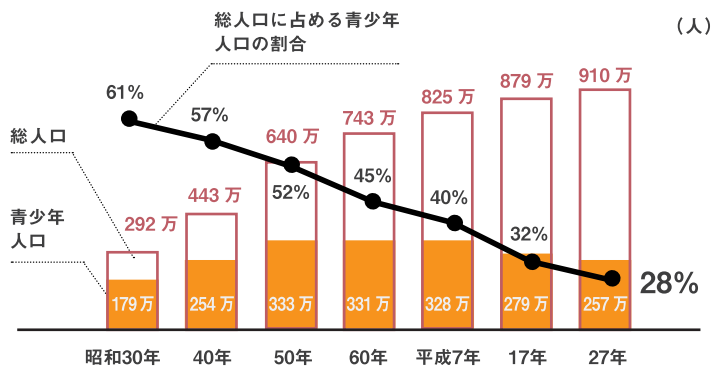
子ども・若者・青少年のとらえ方は様々です。年齢によって明確な区分はできませんが、各年代への施策があり、概ねこのような区分がされています。



県内の青少年人口の推移

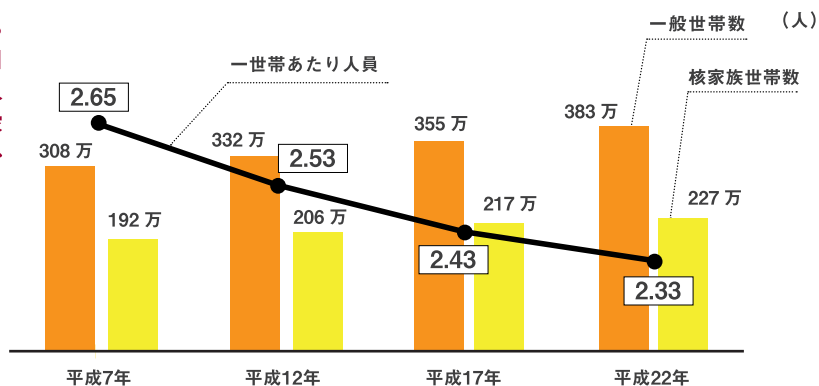
本県の総合人口に占める青少年人口(0～29歳)の割合は、昭和50年には過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）



核家族化の状況

県内の一般・核家族世帯数ともに増加傾向にあり、「小さな家族」が増えています。世帯の平均人数は、平成22年2.33人。核家族についても夫婦のみ世帯やひとり親世帯が増加しています。



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

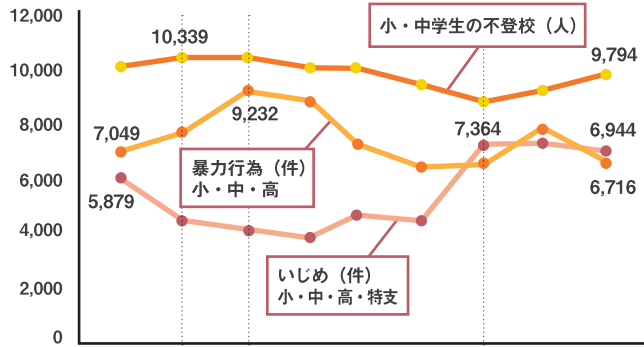
(注) 1 ここでの一般世帯とは、住居と生計をともにしている人々の集まりまたは、一戸を構えて住んでいる単身者をいう。
2 核家族世帯とは、一般世帯のうち、①夫婦のみ②夫婦と子どもからなる世帯③ひとり親と子どもからなる世帯をいう。

しかし発覚後の対応は、進路問題を抱えた時期、考えられる最善のように思えた。



いじめ・暴力行為及び不登校の状況

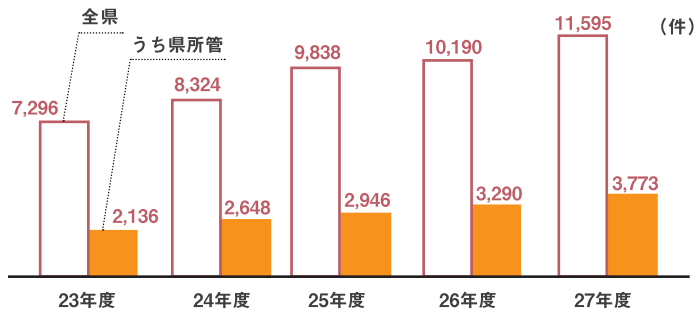
平成26年度の不登校数は全国で3番目、暴力行為の件数は2番目、いじめの件数は7番目に多い件数です。それぞれの件数に増減があるものの大きな変化がないまま推移しています。



平成18年度～26年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 (子ども教育支援課資料)
出典:平成26年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 (子ども教育支援課資料)

児童虐待の状況

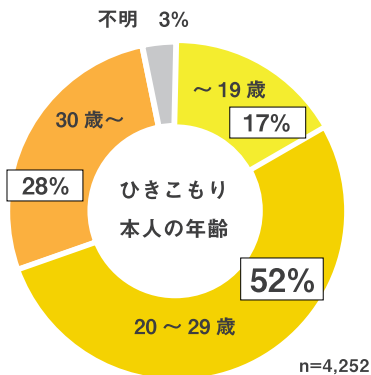
平成27年度の児童虐待相談対応件数は過去最多となりました。警察からの通告、泣き声通報等県民や関係者の認識の高まり、広報啓発による早期相談が要因として考えられます。



出典:神奈川県子ども家庭課資料

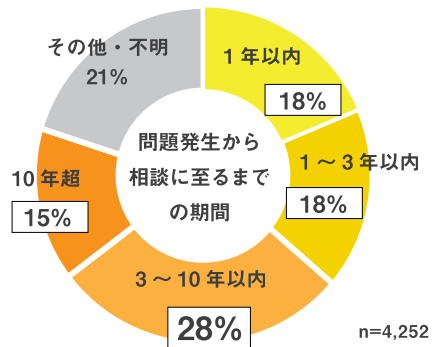
相談実績から見たひきこもりの状況

ひきこもりの若者の年齢の幅は広く、30歳以上も28%に上ります。また、ひきこもりによる問題発生から相談に至るまでの期間は様々です。ひきこもりの相談は、当事者や家族にとって、容易ではないものなのかもしれません。3年以上、10年以上が経過して、ようやく相談に至る人の数値の高さから、より、早期に相談につながり、社会とのつながりを取り戻せるよう対策を考える必要があります。



出典:神奈川県立青少年センター資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計している。(平成16～27年度)



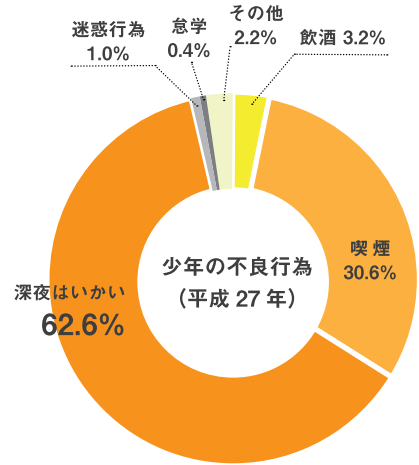
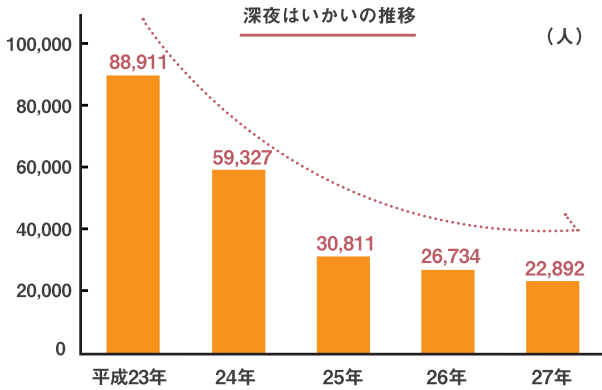
学校側は総合的な判断をしたのだ。
被るより良いだろうと、
みんなが不利益を
問題が大きくなって
進路選択の真っ只中にいた。
いじめていたグループも三年生で、



データでみる 子ども・若者

不良行為少年の状況

平成27年中に不良行為少年として補導された少年は3万6,584人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が約93%を占めています。学校・職業別では、高校生が2万337人で全体の約56%、中学生が4,300人で全体の約12%を占めています。



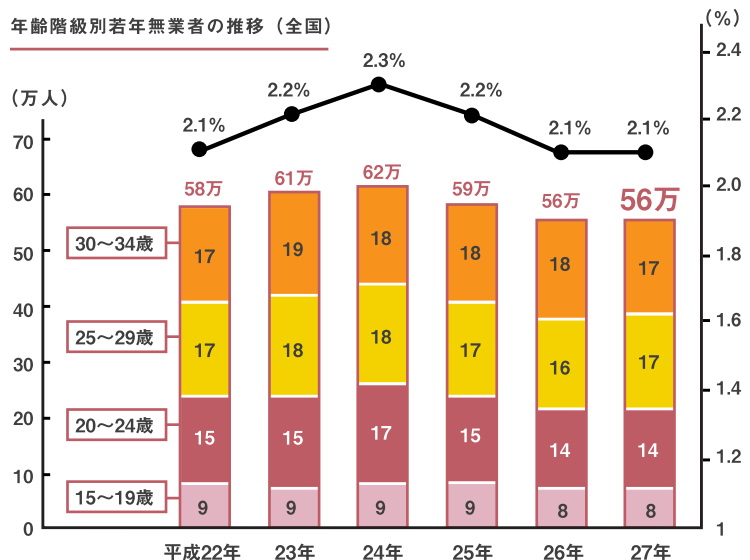
出典：神奈川県警察本部少年育成課資料

若者無業者

若者無業者（ニート状態にある若者）数（※）は、平成27年は56万人であり、若年人口の約2.1%にあたります。年齢階級別にみると、25～29歳及び30～34歳が17万人と最も多い状況です。青年期・ポスト青年期の無業問題だけでなく、その先に続く無業によって、さらに当事者や世帯の課題の深刻さが増すことが懸念されます。

（※）若者無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を言います。

年齢階級別若年無業者の推移（全国）



出典：労働力調査（総務省統計局）

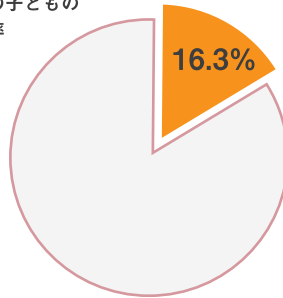
落ちていて学習に
取り組める状態を
彼に確保させて
やれなかったからと、
進路の保障を
学校として提示してきた。



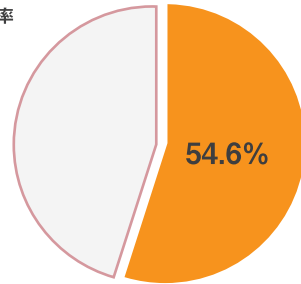
子どもの貧困

子どもの貧困は、今日6人に1人。しかしひとり親世帯の子どもの貧困は、半数を超えています。特に、母子家庭は、非正規就労が多い状況から、就労をはじめ日常生活を送る上での様々な支援が必要となっています。

日本の子どもの貧困率



ひとり親世帯の貧困率

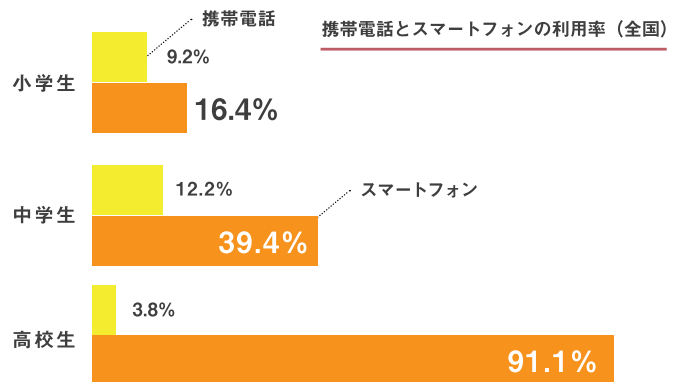


出典：平成25年国民生活基礎調査

(注) 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)を下回る子どもの割合を「子どもの貧困率」という。

スマートフォン利用率

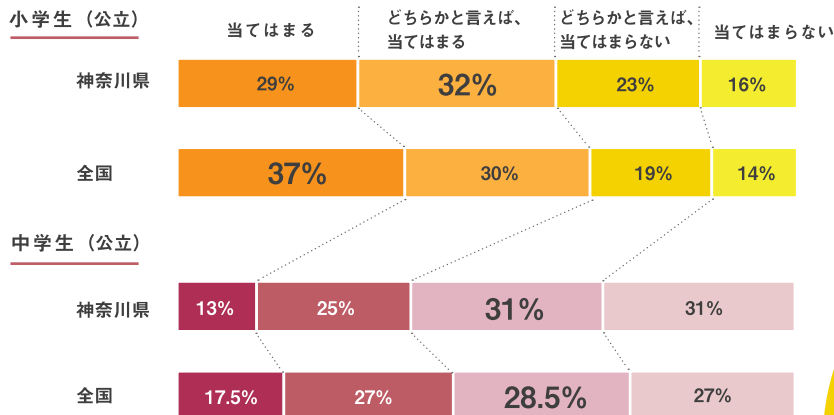
今日、子育て家庭でも家の固定電話を持たず、家族全員が携帯電話やスマートフォンを持つ家庭が増えています。特に急速にスマートフォンの利用率が高まっています。これは、このガイド24ページで紹介しているとおり、通信手段だけではなく、ゲームやインターネットなどを大人と同じように使って生活していることを示しており、子ども・若者のコミュニケーションや遊びなどにも影響を及ぼしていることが予想されます。



出典：平成27年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

地域行事への参加

子ども・若者の生活が、「小さな家族」の中にあるのであれば、地域とのつながりが豊かでありたいと願うものですが、小学生は、地域行事へ参加している層が「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」を合わせて、60%であることに対して、中学生になるとその割合が減る傾向にあります。身近な人との交流や地域活動の経験などにより、子どもの育ちや若者の自立につなげることを地域からも働きかける必要性を感じます。



出典：平成27年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

それが彼には許せなかった。
何故あいつらに
なんのともがめも
ないままなのだ怒った。

